



諸外国の規制状況

- 胚研究禁止国:

- ードイツ（胚保護法(1990)）

- ーオーストリア（医学的補助生殖法(1992)）

- 胚研究容認国:

- ーフランス（生命倫理法(2004)） 但し、5年の特例措置。

- ーベルギー（体外胚研究に関する法律(2003)）

- ーイギリス（ヒト受精及び胚研究法(1990)）

- ーカナダ（ヒト補助生殖及び関連研究に関する法律(2004)）

- ーオーストラリア（ヒト胚を用いる研究に関する法律、ヒトクローニング禁止法(2002)）

- ー韓国（生命倫理及び安全に関する法律(2004)）